
2つのエジプト革命

長沢 栄治
Nagasawa Eiji

はじめに

アラブの革命は、数多くの犠牲者を出しながら今も続いている。他方、鎮圧された国でも運動は復活する機会をうかがっている。さて、チュニジアとエジプトで最初に抗議運動が発生し、革命の最初の目標（長期独裁政権の打倒）を達成できたのはなぜか。それは偶然ではなく、さまざまな歴史的背景や要因が結びついている。

両国が地域の歴史のなかで、近代化の先導役を務めてきたことはよく知られている。いずれも19世紀には憲法の制定を試みるなど、「西洋の衝撃」に積極的に対応してきた国である。こうした近代化の試みの遺産は、たとえば女性の社会進出のレベルの高さに表われている⁽¹⁾。他方、革命の直接的背景として、両国が積極的に導入した新自由主義的政策の問題点を指摘する意見もある。順調にみられた経済成長の陰で、政治的抑圧が強化され、政権腐敗が進んでいたという批判である。しかし、必ずしも経済の自由化が抑圧や腐敗を伴うものではない。

とはいえ、国際通貨基金（IMF）や世界銀行から高い評価を受けた両国の新自由主義政策が、今回の革命で挫折したことはたしかである。それは1970年代に両国が「門戸開放政策」を掲げ、アラブの経済自由化に先鞭をつけたその結末と同じだと言えるかもしれない⁽²⁾。門戸開放と同様に、1960年代にはエジプトの「アラブ社会主義」の改革モデルがアラブ世界に大きな影響を与えた。その影響は、シリアなど共和制諸国にとどまらず、王制の産油国にも及び、各国は政策的な対応を迫られた。さらにその前の1950年代には、1952年のエジプト革命（7月革命）が、共和制革命の嵐をアラブ各国に引き起こした。そのイデオロギー的動力は、アラブ民族主義であった。

今回のチュニジアとエジプトの革命は、アラブ世界にどのような新しい変革のモデルを示すことができるだろうか。こうした問題を考える準備的な作業として、本稿では、エジプト革命を事例に、歴史的な比較の視点に立つ考察を行ないたい。もちろん革命をめぐる事態はきわめて流動的であり、その分析に限界があるのは言うまでもない。

1 1952年7月革命との比較

本稿で試みるのは、今回の革命と、先に挙げた1952年の7月革命との比較である。60年も前に起きた昔の革命と比較する意味などあるのかという疑問も当然、起きるだろう。し

かし、今回の革命の動きのなかには、7月革命のときに作られた体制、7月革命体制の変革を求める志向が明確にみてとれる。なぜなら、今回の革命は突発的な出来事ではなく、7月革命体制の変革を目指す長い運動の到達点だと考えられるからである。エジプトの民主化運動の出発点が、1968年2月に若者たちが起こした抗議運動だったことは多くの論者が指摘している⁽³⁾。当時の怒れる青年たちは、前年の第3次中東戦争の敗戦の責任を追及し、さらに7月革命体制を初めて公然と批判する運動を起こした。その後、運動は弾圧され、抑圧体制は強化された。しかし、運動と弾圧の経験の蓄積は、「ムバーラクはもうたくさん（キファーヤ）」と叫んで大統領5選を阻止しようとした2004年のキファーヤ運動を経て、今回の革命に帰結したのである。

また2つの革命の比較について、7月革命は「革命」ではなく、たんなる軍事クーデタではないかという批判もあるだろう。たしかに、当時のイスラーム主義者や共産主義者など革命勢力にとって、それは軍人によって捻じ曲げられ、挫折した革命でしかなかった。イスラーム国家もできず、真の社会主義革命にも帰結しなかったからである。しかし、ナセルが指導した7月革命は、エジプト近代史上、19世紀初頭のムハンマド・アリーの改革に匹敵する「革命」であった。政治エリートは交替し、政治システムは刷新され、強権を握った革命体制は、斬新な経済政策を打ち出した。今回の革命がそのような本物の「革命」となり、周囲のアラブ諸国に新しい体制モデルを提示できるか、それは未知数である。

2つの革命を比較しようとするのは、展開過程や背景、そして行動主体の顔ぶれなどが似ているからでもある。本稿では、これらの諸点について、2つの革命の比較を試みたいと思う。たしかに両者は、よく似通っているが、しかし決定的な相違がある。

(1) 民衆運動と軍の介入

2つの革命は、いずれも民衆運動の高揚がもたらした体制の危機を打開するために、軍が介入した過程として比較できる。7月革命前夜、「完全な独立」、すなわちイギリス軍のスエズ運河地帯からの撤退を求める民衆の運動は激化していた。1952年1月25日のイスマイリーヤでの警官の殉職事件⁽⁴⁾に刺激され、翌26日にはカイロ放火事件（「黒い土曜日」）と呼ばれる大規模な反外国人暴動がカイロで発生した。当時の政府は、短期に3回も内閣が交代するなど、混乱に対処する能力を欠いていた。7月23日に若手将校が決起したのは、国王と政党の泥仕合で機能不全に陥った政治システムを刷新するためだった。ただし、彼らが当初目指したのは、秩序の回復であり、王制の廃止と共和制の樹立を求めたのではない。この点が、当初から民衆運動が「体制打倒」を掲げた今回の革命的状況とは大きく異なる⁽⁵⁾。

(2) 軍の性格と役割

1月25日革命の場合、混乱するタハリール広場の秩序を維持するために1月29日に軍隊が導入された。さらに2月11日、ムバーラク大統領が辞任を表明すると同時に、軍事最高評議会が政権移行の管理者として登場した。「軍は国家を運営しているのであり、統治しているのではない」という説明もなされた。かつて戒厳令が出された2回の大衆暴動（1977年の物価暴動と1986年の中央治安警官隊の反乱）のときと同じく、任務が終了すれば軍は撤収するとも言われた。また、軍から大統領選には立候補者を出さないという見解も出された。すな

わち自由将校団のような政治的野心をもっていないことを強調したのである。

軍事最高評議会は、7月革命の主演であった自由将校団と比べれば、年齢構成も軍における階級も大きく異なる。今のところ軍は一致団結の姿勢を示しているが、軍の最高幹部が構成する同評議会と若手将校との亀裂、あるいは軍事クーデタの可能性は、完全には否定できない。7月革命の場合、その最大の危機、1954年「3月危機」では、ムスリム同胞団が担いだナギーブ大統領側に多くの将校が走り、自由将校団内部からも同調者が出た。ナセルたちは、この危機を乗り越え、軍内部の同胞団員・共産主義者を徹底的に排除した。その後の「ジハード団」団員によるサダト大統領の暗殺（1981年10月）後も、同様のイスラーム主義者のパージが行なわれたと言われる。ただ、注意したいのは、これはエジプト軍の非政治化の徹底を意味するものでも、またトルコのように軍隊が世俗主義の守護神でもないことである。現在、憲法改正をめぐる議論のなかで、軍のシビリアン・コントロールに関する条項が問題になっている。

さて7月革命では、自由将校団メンバー自身が入閣して政権を担い、多数の将校が退役して官僚機構に入り、要職を占めた。その後、サダト時代以降、軍部エリートは内閣から去ったが、門戸開放政策のなかで特権を利用してビジネス界に進出する軍人が増えた。また多様な一般向けの工業製品の生産を行なう軍需産業セクターを含め、軍がこれまでの体制のなかで特権的な地位を占めてきたのはたしかである。今回の軍の介入が新たな利権の拡大につながるとは考えられない。また彼らの特権的地位に関して、当面は軍部批判が高まることもないだろう。ただし、ブロガーや批判的ジャーナリストを拘束するなど運動側と軍との緊張関係は続いており、この点は流動的である。中立的な政権移行の管理者というポーズを示そうとする一方で、後述のように「憲法声明」を出しながら、革命の収束を図っていこうという意図があるようにもみえる。たとえば、3月30日の憲法声明のなかには、議会選挙の「労働者・農民条項」が維持されている。これは、議員の半数以上を「労働者・農民」とする「アラブ社会主義的」条項であり、「7月革命体制の護持者」という彼らの本音をみせている。簡単に言うなら、7月革命のときに革命の「歯車」を回していた軍は、今回は革命の「歯車」にブレーキをかける役割を演じる可能性があるということである。

(3) 米国との関係

サウジアラビアに亡命したチュニジアのベン・アリー大統領とは異なり、ムバーラク大統領はエジプト国内の別邸にとどまった。デモ隊殺害の命令や腐敗の罪を追及する声に押され、ついに辞任から約半年後の8月初めに、その公開裁判が開始された。さて、1952年の7月革命の場合、ファルーク国王は廃位させられて息子に王位を譲り、クーデタから2日後、丁重に国外に追放された。ナポリに向かって出帆した王室のヨットを護衛したのは、米国の軍艦であった。なぜなら、自由将校団の決起は米国大使館に事前に通告され、同意を得ていたからである。

今回もムバーラク辞任に向かう動きのなかで、タンターウィ国防大臣（その後、軍事最高評議会議長）やアナン参謀長が、米国の国防省幹部と緊密な連絡を取り合ったことが知られている。1970年代からエジプトの兵器体系はソ連製から米国製に転換し、1979年以降、

累計で米国は360億ドルもの軍事援助を供与するなど、双方の軍関係者のパイプは太い。

さて、今回の革命の展開に最初、米国は躊躇を示したが、民主化への飛躍の一步と評価する姿勢に転じ、経済援助を約束している。7月革命の場合も、米国は冷戦初期の防共対策として、軍事政権の社会改革に期待を寄せた。ただし、改革案のひとつである農地改革を批判し、旧政治エリートの首相が辞任したとき、米国はその後任人事に介入した。なぜなら自由将校団が新首相に起用しようとしたのが「アラブの民法の父」として知られる高名な法律家、サンフーリ判事だったからである。米国は、彼が核兵器反対のストックホルム・アピール（1950年）に賛同したのを咎めたのだという⁶⁾。さらに7月革命の翌年、1953年8月にはイランで米中央情報局（CIA）の工作によりモサッデグ改革政権が転覆し、ナセルはこの事件以降、米国の直接介入を強く警戒することになる⁷⁾。米国と中東諸国の関係は、このような露骨な干渉がみられた当時と、冷戦体制が崩壊し、イラン革命や9・11米同時多発テロ事件、イラク戦争を経た今日とは大きく異なっている。

また今回の革命では米オバマ政権が、ムスリム同胞団との接触を公にして話題を呼んだ。だが、1952年の革命当時も、同胞団は米国大使館と連絡を取り合っていたのであり、その後の国際政治などの変化にかかわらず、関係は断続的に続いていたとみるべきだろう。

（4）ムスリム同胞団

2つの革命は、その舞台に登場する政治主体の顔ぶれもよく似ている。そのなかで、ムスリム同胞団は、今回もまた軍と並んで主要な役回りを演じようとしている。しかし、同胞団は1952年当時と同様、今回もまた内部に分裂を抱えている。7月革命が起きたとき、同胞団は、創設者ハサン・アルバンナーの暗殺（1949年）後の内紛を解決できないでいた。ムルシド（領導者）の後継者問題をめぐる対立は、半軍事組織の「秘密機関」の奪い合いにまでエスカレートした。そして結局、この内部の確執が、ナセルに付け込まれ、弾圧されるきっかけを与えた。

今回の内部対立を特徴づけるのは、70年の歴史をもつこの組織のなかに生まれている世代間のギャップである。世代間の対立は、すでに1990年代、議会進出を目指す若手活動家が分派してワサト党を結成したとき（1996年）に顕在化していた。今回の革命でも、「同胞団の若者」を名乗る青年活動家たちが、タハリール広場の抗議運動に積極的に参加し、リベラルや左派勢力と共闘関係を組んだ。彼らと守旧派の指導部の間には、政治理念のレベルにおいて大きな差がある。この若者たちを支持しているのが、守旧派によって指導部を追われた組織内の改革派指導者たちである。その結果、指導部が自由公正党を設立したのに対し、若者やその他の組織内の諸勢力は個々に政党を結成した。こうして同胞団系の政党が少なくとも5つも生まれることになった。

同胞団の政党化、あるいは同胞団と政党との関係をめぐる問題は、いずれの革命においても組織内の対立と結びついていた。1952年7月の革命から2ヵ月後の9月、自由将校団は、旧政党の統制を目指して政党再編法を公布した。これに対し、同胞団は自身を政党ではないと声明を發表したが、その後政党として登録を目指し、またそれを取り消して、結局、宗教団体として認可された。そのため1953年1月の全政党解散という圧力をかわすことがで

きた。だが、政党化をめぐる判断が揺れ動いた背景には、激しい指導部批判があった。今回も同胞団は、非政府組織（NGO）や法律的団体としての登録を目指すべきだとする意見がある一方で、同胞団と政党との関係をめぐってさまざまな議論が起こっている。

（5）政党およびその他の政治勢力

2つの革命とも、その直前の時期には、大与党と少数野党の対決という、よく似た政党地図の構図がみられた。ここで言う2つの大与党とは、7月革命前のワフド党と、ムバーラク大統領が党首を務めた国民民主党である。しかし、2つの政党は性格が根本的に異なっている。ワフド党は、かつてエジプト独立を訴えた1919年革命の指導部を継承する「由緒正しい」民族主義政党であった。それゆえ大衆への影響力を恐れた自由将校団は、第1の攻撃目標に選んだ。これに対し、国民民主党は、1960年代に作られた国民動員組織、アラブ社会主義連合が前身であり、いわば上から作られた官製政党であった。圧倒的な議席数を占めてきた同党だったが、革命の最中、カイロの本部および地方支部が焼き討ちに遭い、しかも行政裁判所の判決により4月にはあっけなく解散させられてしまった。

今回の革命でも大統領をはじめとする旧権力エリートたちに対して、その腐敗を追及する声が高いが⁽⁸⁾、7月革命の背景にも腐敗問題があった。自由将校団は1952年12月に反逆罪裁判所、1953年9月に革命裁判所をそれぞれ設置して、腐敗追及を名目にワフド党幹部を次々に狙い撃ちにした。農地改革も大地主層を基盤とする旧政党エリートの打倒が重要な目的だった。ワフド党は、弾圧から30年後の1983年に新ワフド党として復活する。一時期は、野党第1党の座についた同党だが、もはやかつての勢いはない。

ワフド党と同じく、1919年革命を指導した政治エリートのリベラル政党、立憲自由党やサアド党の後継政党はない。直接行動主義の民族主義団体「青年エジプト」の後継政党である労働党は、サダト時代に認可され、ムスリム同胞団の議会進出の受け皿となったが、弾圧を受け、勢いを失っている。2005年の大統領選挙に出馬したアイマン・ヌールは、ワフド党から分派して「明日（ガド）党」を結成したが、同党も本家の政党と同じく大衆的基盤がない。その点では、国民民主党と同じく、アラブ社会主義連合の分割によって生まれた左派の「連合（タガムウ）党」も同様である。同党にはナセル主義者の一部や共産主義者が参加している。共産党は、1965年に自主的に解党し、党員はナセルに協力して翼賛組織のアラブ社会主義連合に参加した。その後、エジプト共産党は再建されたが、かつてムスリム同胞団と競い合った7月革命当時の組織力を今やもっていない。

これらの既成の少数野党に加えて、政党法の改正により認可を受けやすくなったため、上記の同胞団系の諸政党など、次々に新政党が結成され、秋に予定される議会選挙に備えている。そうしたなか、注目されるのが宗教勢力の動きである。7月革命の際は、同胞団だけが目立つ存在であったが、今回は武装闘争（テロ）を放棄した「イスラーム団」が政党政治に参加する用意をしているし、また在野のイスラーム主義者と言いきサラフィー主義を名乗る団体が活発な動きを示している。サラフィー主義者は、ウサマ・ビン・ラーディンが殺害された頃から少数派のコプト派キリスト教徒への攻撃など派手な動きをみせている。

スンナ派イスラームの最高権威、アズハルもまた、7月革命のときとは違う役割を担い、異なったメッセージを発している。伝統イスラームの総本山として、スーフィー教団の代表と共に、サラフィー主義者を非難し、新国家体制についても、宗教国家ではなく市民的国家になるべきとの発言もみられる。おそらく、アズハルのウラマーの多くは、ナセル時代の国家統制からの解放を望んでいるのであろう。

コプト教徒もまた、7月革命のときに比べると、より明確な政治的意志をもった行動主体として登場している。革命の直前の2011年1月初頭には、クリスマスを祝う教会を狙った自爆テロ事件があった。またムスリムとコプトとの国民的団結という革命のスローガンを裏切るような宗派の対立事件がその後も起きた。3つの宗派からなるコプト派キリスト教徒は、各派間の団結を強めるとともに、今回の革命を期に、教会建設の規制など年来の問題の解決や、憲法第2条（イスラーム国教規定）の改正を望んでいる。そのなかで注目する動きをみせているのが、エジプトの携帯電話の大手2社のひとつ、モビ・ニールの社長、コプト教徒の富豪ナギーブ・サウエイリスである。彼は早い時期から革命のタハリール広場に姿を現わし、混乱する事態の收拾を図る「賢人会議」の一人として活躍した。その後「自由エジプト人党」を結成し、旧国民民主党系の勢力の一部を集める勢いである。ただし、彼に対しては、同胞団やサラフィー主義者など、イスラーム主義勢力からの批判が強い。

2 憲法改正の動き——第2共和制への道

2つの革命の比較で最も重要な論点は、憲法改正をめぐる動きである。7月革命が作り上げた政治体制を第1共和制と呼ぶならば、今回の革命が第2共和制と言うべき新体制をもたらすことができるか。この問題は、今後の新憲法の制定過程と深く結びついている。

7月革命の場合、クーデタ直後の自由将校団は、現行憲法（1923年憲法）に基づく行動を誓い、9月の政党再編法による新政党審査では、共和制を掲げる政党を認可しないなど、立憲王制を存続させようとする態度をみせた。しかし、その姿勢はまもなく変化し、クーデタから5ヵ月後の1952年12月には憲法の廃止に動く。そして翌年1953年1月には、全政党に解散を命ずるとともに、国民動員組織である解放機構を結成して、翼賛一党体制への道を歩みはじめた。

ただし、自由将校団の動きが複雑なのは、同じこの1953年1月に、新憲法制定委員会を結成させ、リベラルな憲法の起草も認めようとする態度を示していたことである。委員会のメンバーには、旧政党系や親同胞団の専門家が加わり、世界人権宣言（1948年）に依拠した先進的な内容をもつ憲法が作成されたという。だが、同じく1月に設立された革命評議会は、この委員会の議論を待たずに、2月に「暫定憲法」を発表し、6月には王制廃止と共和国宣言を行なった。結局のところ、委員会が作成した1954年憲法は葬り去られた。草案が出されたのと同じ1954年に起きた前述の「3月危機」を克服し、ムスリム同胞団を徹底弾圧したナセル政権は、権威主義体制の確立に突き進んでいった。

この体制の性格を規定したのが、1956年憲法である。行政権、とりわけ大統領権限を著しく強化したその内容は、2年後の1958年3月、シリアとの国家合同に際しての「アラブ連

合共和国憲法」に引き継がれた。さらに、シリアとの離別後、1964年の臨時憲法を経て、サダト大統領による1971年恒久憲法にもその性格が継承された。1971年憲法には、その後1980年の改正（イスラーム法を主要な法源とする）、2005年と2007年の改正（大統領選出規定の変更）が施されたが、基本的に7月革命体制の法的な骨格を構成するという点では変化がなかった。

今回の場合、革命の最中から憲法改正が問題とされた。2月7日に大統領が憲法改正を指示し、翌日8日憲法改正委員会が結成され、9日に方針が打ち出されるというスピードだった。その内容は、2007年改正を否定して、大統領選出規定を見直すという応急措置であったが、体制の延命には何ら効果がなかった。11日に大統領が辞任してから、2日後の13日に軍事最高評議会は、1971年憲法の停止を含む最初の憲法声明を発表した。そして15日には、新憲法改正委員会が結成され、26日には早くも改正案が発表された。ただし、その内容は、旧体制が用意していたのと同じく、大統領選出規定の改正が主であった。この改正案は3月19日に国民投票にかけられ、これまでにない公正な選挙が実施され、採択された。

しかし、革命の中心となった若者たちやリベラル勢力は、この憲法改正に反対するキャンペーンを張った。この改正は秋に予定される議会選挙で旧勢力が居残る道を開くものであり、まずは新憲法の制定を最初にすべきだと主張したのである。この「憲法が最初」キャンペーンに対し、ムスリム同胞団は、軍政から民政への移行こそ急ぐべきだと反論して、国民投票に賛成する方針をとった。しかし本音は、次の選挙で多数の議席を確保し、さらに新議員の100名が構成する憲法制定委員会に参加して、今後の政治制度改革に影響力を及ぼそうというところにあったろう。

国民投票後も、革命の熱気が冷めやらぬ広場では「憲法が最初」の運動が6月から7月にかけて高揚した。こうした若者たちの運動の圧力に押される形で、軍事最高評議会は、7月12日に新憲法の原則に関する文書（「統治原則文書」）を発表した。その内容には、市民的国家（宗教国家ではなく）を目指す、イスラーム国教規定（旧憲法第2条）は残すという、リベラル勢力とイスラーム主義勢力との妥協を図ろうとする意図が読み取れる。また、軍事最高評議会が3月30日に出した憲法声明では、停止したはずの1971年憲法の内容（前述の「労働者・農民条項」など）が実質的に盛り込まれている。そのため、これではムバーラクなきムバーラク体制だと批判する声も上がった。たしかに7月革命とは異なり、軍は、改革の先導役ではなく、革命勢力の要求に受身で応ずる姿勢をとっている。だが、憲法声明などでの対応から考えると、革命の展開過程を実質的に管理しようとしているようにも見える。

3 2つの革命の本質的な相違——民衆運動の形態と性格

すでに述べたように、2つの革命、1952年7月革命と2011年1月25日革命は、いずれも民衆運動の革命的な高揚がもたらした事態を、軍の介入が秩序化する過程、として描くことができる。しかし、今回の革命が60年前の革命と大きく異なるのは、その民衆運動の質であろう。7月革命の場合、自由将校団にクーデタを決断させた1952年1月のカイロ放火事件は、一部政治組織（青年エジプト）の画策という陰謀説もあるが、基本的に自然発生的な大衆暴

動であった。その点では、7月革命後、ナセルの後継者であるサダトとムバーラクの統治を揺るがした1977年物価暴動（IMFの勧告による食糧補助金削減に反発）と1986年中央治安警官隊の暴動（待遇への不満が背景）も同じ性格をもっていた。それぞれのきっかけや背景は異なっていたとはいえ、いずれも群衆（モップ）による無統制な暴力の噴出という民衆運動の形態だったからである。

また、7月革命の体制の確立過程において、ナセルが用いた動員型の大衆行動とも、今回の若者たちの革命運動は異なっている。当時の政治過程を規定していたのは、当時の活動家が「街路（シャーリウ）の競争」と述べているような「街頭政治」であった。ナセルは、老舗の政治勢力、ワフド党を失墜させた後、当時最大の大衆動員力を誇っていたムスリム同胞団と対決する。同胞団や共産主義運動などとの街頭政治で勝利を得るため結成したのが、上述の解放機構（アラブ社会主義連合の前身組織）という大衆動員組織である。当時の大学キャンパスなどでは、同胞団系と解放機構系の組織が衝突する事態が繰り返された。このときナセルが街頭政治において勝利を収める手助けをしたのが、労働運動であった。労働運動には共産主義勢力が一部で深く浸透していたが、アラブ民族主義というイデオロギー的な武器を使うことで、ナセルはこの街頭政治のゲームに勝利した。ナセルを支持した労働者たちには、アラブ社会主義体制のなかで、雇用保障などの恩恵が与えられることになる（スト権の剥奪の代償として）。

今回の若者たちが始めた運動は、これら7月革命前後にみられた民衆運動とは基本的に性格が異なっている。なぜならそれは、既存の政治組織によって操作される運動ではないからである。カリスマ的指導者を必要とすることもなく、きわめて統制のとれた集団行動を示している。タハリール広場での自己組織化された秩序ある行動がその例である。また、民衆との衝突を回避するため警察が一時期、街角から姿を消した際には、各地で民衆委員会が組織され、自ら治安を維持したのも印象に強く残る。当時の状況を「秩序ある混乱」と形容した報道もあった。

大統領が辞任した直後には、各地でさまざまな要求を掲げるデモやストが噴出した。しかし、国民経済に損害を与えるとして、軍がスト禁止命令を出すと、人々は素直にしたがい、大きな混乱もなかった。この事態で思い出されるのが、7月革命の1ヵ月後（1952年8月）に起きたカフル・ダッワール事件である。ナイル・デルタの綿工業都市カフル・ダッワールで起きたストに対し、軍事政権は運動指導者を死刑にするなど徹底的に弾圧した。

以上のことを言いかえれば、今回の若者が始めた運動は、それまで街頭政治でしばしばみられた操作される存在、脇役ではなく、それ自身が革命の舞台の主演を務めているということである。彼らは、座り込みやデモなどの直接行動を通じて、今回の革命でも主演を務めている軍に対し、次々に要求を突きつけ、これを実現していった。3月の国家治安捜査局（秘密警察）改革の約束、4月の国民民主党の解党、6月の地方議会の解散、7月の内務省幹部の大量更迭、8月の大統領裁判の開始などがその例である。

また、彼らが展開した「憲法を最初に」キャンペーンに対し、軍の幹部は一時期、大統領選挙の来年への延期を発言したり（すぐに撤回した）、また前述の統治原則文書の発表で妥

協を図ろうとしたりしている。ただし、軍と若者たちとの間の緊張が高まるなか、憲兵隊との衝突事件が起き、また若者の運動（4月6日若者運動）に外国（米国）からの資金援助があると軍幹部が非難するなど、両者の対立が激しくなった。この「外国勢力の紐付き」という非難（あるいは中傷）は、旧体制でもみられた古い手口であるが、同胞団の指導部もこの攻撃に同調した。

4 新しい対立の構図と今後の展望

このような事態の展開のなかで、革命をめぐる舞台で3つの主役が対立する構図が明確になってきた。7月革命のときに主役を演じた軍と同胞団に、今回は若者たちを中心にした革命勢力が新たに加わった3者関係の構図である。若者の革命勢力には、リベラル・左派勢力が、同胞団にはその他のイスラーム主義勢力（イスラーム団やサラフィー主義者など）が協調する姿勢をみせている。それ以外の諸勢力、旧与党の国民民主党系や諸野党、伝統的宗教勢力（アズハル、スーフィー教団）、コプト教徒がこの3者関係の周りを取り囲みながら、合従連衡の動きをみせていくのかもしれない。議会選挙、大統領選挙、憲法改正という、今後の政治日程の動きも、この構図のなかで展開するであろう。その場合、とくに選挙監視や憲法改正の実務分野で重要な役割を果たすのが、司法関係者・法律専門家である。これも7月革命との重要な比較の論点である。

以上に述べた軍・同胞団・若者革命勢力の3者対立の構図で注目されるのが、3月19日の憲法改正の国民投票を節目にして強まってきた軍と同胞団との同調関係である。この点を警戒する世俗主義者やリベラル知識人からは、同胞団に対し、「7月革命のときと同じ過ちを犯すな」（軍と協力しても結局は裏切られ弾圧される）と忠告する意見もある。たしかに、軍とイスラーム主義者が決定的に対立した場合、1990年代のアルジェリアの内戦と同様の社会の危機をもたらす可能性はある。

ただし筆者は、3者間の対立の激化から再び権威主義体制へと後戻りする、すなわち反動の道に向かうという可能性は低いとみている。その理由のひとつは、以下のような7月革命との決定的な違いである。

ナセルの街頭政治における勝利を可能にしたのは、治安機構の強化とマスメディアの支配であった。前者の治安機構について言えば、7月革命が警察国家への道を開いたのに対し、今回の革命は抑圧体制の解体を目指している。秘密警察組織のひとつの「国家治安捜査局」が「国民治安捜査局」へと改称されるなど改革が約束され、通信相による盗聴廃止の宣言や、警察の大学監視の撤廃など、これまでのところ急激な変化が起きているようだ。

革命とメディアとの関係について述べれば、7月革命では旧政党の機関紙のほとんどが発行を禁止された。それを正当化したのが、新聞社や出版社の腐敗（旧王制からの賄賂と資金援助）を暴露するキャンペーンであった。このメディアの腐敗追及は今回の革命でもみられるが、その向かうベクトルは正反対である。7月革命の場合、ジャーナリスト協会の役員更迭や、それまで最大のワフド党系日刊紙『ミスリー』の廃刊に続いて、1960年代初めには再編された主要3大紙（『アハラーム』『アフバール』『 Gumフーリーヤ』）を含め、主要な新聞

社・雑誌社がすべて国有化されてしまった。

今回ではこれら政府所有の主要新聞・雑誌の編集長が次々に更迭され、情報統制の本部であった情報省が3月に早くも解体されてしまった。今や革命の展開を報道する独立系の新聞（『ミスリー・ヨウム』など）が発行部数を増やし、そのため経営危機に陥った国営メディアの改革を望む声も上がっている。もちろん、メディアの自由化が順調に進むかどうかは、前述の軍による新聞記者拘束などもあり、楽観はできない。しかし、警察国家体制の動揺を含め、今回の革命が政治活動において新しい環境を用意しつつあることはたしかであろう。その新しい政治環境の点に関して、今回の革命で世界から注目されたのが、ソーシャルメディアの利用など、情報技術（IT）革命の影響であった。

以上に示したのは、現代エジプトの2つの革命、7月革命と1月25日の革命の展開過程や国際条件、プレイヤーの構成や性格の変化などをめぐる、きわめて形式的な比較にすぎない。革命の展開と成果の内容についてのより踏み込んだ考察を行なうためには、十分な情報の収集と資料の蓄積が必要であり、そのためにはある程度の時間を要するであろう⁹⁾。

- (1) 宮治美江子「中東世界の地殻変動——チュニジアにおける民衆革命への動き」（『現代思想』、第39巻第4号、2011年4月）を参照。
- (2) サダト＝エジプト大統領の門戸開放政策のほうが有名だが、チュニジアのブルギバ大統領は1960年代末からいち早くこの政策を提唱している。
- (3) ムハンマド・サイイド・サイード『エジプトにおける民主化への制約された移行』、Cairo: Merit, 2006年（アラビア語）など。長沢栄治「エジプト第二共和制への道は敷かれたか」（『現代思想』、第39巻第4号、2011年4月）を参照。
- (4) この1月25日は7月革命政権によって「警察の日」革命記念日とされたが、皮肉にも今回の革命では警察の不正に抗議する若者たちが決起の日を選んだのである。
- (5) この点で、最初から王制打倒を目指した1958年7月イラク革命とは異なっている。上述したように、エジプト革命が共和制革命のモデルをアラブ世界に提供したのであり、その影響はリビア革命（1969年）などに及んだ。
- (6) Joel Gordon, *Nasser's Blessed Movement: Egypt's Free Officers and the July Revolution*, Cairo: The American University in Cairo Press, 1996, p. 67. 今回の革命で2月の憲法改正委員会の委員長になったターレク・ピシュリー判事も、7月革命当時のサンフーリ判事と比較できるリベラルなイスラーム主義知識人である。
- (7) Owen L. Sirrs, *A History of the Egyptian Intelligence Service: A History of the Mukhabarat, 1910–2009*, London: Routledge, 2010, p. 56.
- (8) 長沢栄治「エジプト1月25日革命を考える——『腐敗』をキーワードにして」（『中東研究』第511号、2011年）を参照。
- (9) 現段階の予備的な作業としては、長沢栄治「エジプト1月25日革命は何を目指すか」（水谷周編『アラブ民衆革命を考える』、国書刊行会、2011年〔近刊〕）を参照。